

特記仕様書

業務名 南部中核拠点先行整備造成実施設計業務

業務番号 第1-委-1号

業務場所 奈良県五條市阪合部新田町 他

履行期限 令和7年9月30日

第1条 (業務目的)

本業務は、南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画の中間報告における先行整備計画（以下、「先行整備計画」という）を前提とし、各種法令の技術基準等を踏まえ、ヘリパッド及びヘリパッドにアクセスする通路の設計を行い、工事発注に必要な図面、数量計算書等の作成を目的とする。

第2条 (業務内容)

1. 計画準備

(1) 業務計画の作成

業務の目的、過年度の検討内容、その他関連事項を把握した上で、業務実施の方針及びスケジュールを検討し、業務計画書を立案、作成する。

2. 詳細設計

(1) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、先行整備計画におけるヘリパッド及びアクセスする通路の計画位置、排水系統等について確認する。

(2) ヘリパッド設計

ヘリパッドの規模は、中型ヘリコプターの離着陸を想定するとともに、造成範囲については、大型ヘリの離着陸も想定し、必要となる設計を行うものとする。また、ヘリパッドの位置、標高、規模、構造等の設計にあたっては、航空法（制限表面等）、その他関係基準に基づき設計を行う。

(3) 道路平面・縦断設計

先行整備計画の平面・縦断線形等を検証のうえ、提示する測量平面図、縦断図を用いて、平面・縦断設計を行う。

(4) 道路横断設計

横断設計にあたっては、切土、盛土による造成を基本としつつ、提示する横断測量図を用いて、横断設計を行う。

(5) 構造物設計

(2) から (4) により、必要となる構造物（例：擁壁、側溝、舗装、法面保護、集水桝等）の設計を行う。なお、設計にあたっては、設計に必要な構造計算、流量計算等を実施するものとする。

(6) 仮設構造物設計

造成工事を行うにあたり、必要となる仮設構造物（例：沈砂池、小堤等）の設計を行う。

(7) 施工計画検討

設計に基づき、工事の円滑な進行や安全の確保、周辺環境への配慮のため、必要な施工計画を行う

ものとする。

(8) 設計図作成

受注者は、以下の設計図など工事発注に必要な図面を作成するとともに、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載する。また、各種法令の許可申請等に必要な資料や図面の作成も含むものとする。

1) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入する。

2) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路小構造物等の必要事項を記入する。

4) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成する。

(9) 数量計算書作成

受注者は設計図を基に数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

(10) 照査

受注者は、下記に示す事項を踏まえて照査を実施する。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務の成果に準じて報告書を作成する。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成する。

1) 計画の概要

2) 各種検討の経緯とその結果

3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）

4) その他必要事項

3. 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とする。なお、打

合せには管理技術者が立ち会うものとする。

第3条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和7年9月30日まで

第4条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、過年度における以下の資料（電子データ形式）を貸与する。

- ・ 広域防災拠点（五條県有地）整備基本計画検討業務 報告書

第5条（成果品の提出）

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務などの電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書を納品する。

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、要領で特に記載が無い項目については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| ① CD-Rに納められた電子データ | 3部 |
| ② 製本版（報告書（簡易製本）） | 2部 |
| ③ 図面（A3縮小版） | 2部 |

なお、作成された成果品にかかる著作権は発注者に帰属するものとする。

第6条（業務上の留意事項）

- ・ 本業務にあたっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）によるものとする。
- ・ 業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・ 委託契約完了に関わらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。
- ・ 本業務説明書に明示なき事項等について疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- ・ 次に掲げる「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」について、遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。